明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表六の二（二十二）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第２項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（二十二）付表　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

		円			円
雇用者給与等支給額	1		個別雇用者給与等支給増加額 (3)－(別表六の二(二十三)「16」)	4	
比較雇用者給与等支給額 (別表六の二(二十二)「25」)	2		各連結法人の個別雇用者給与等支給増加額の合計額 (各連結法人の(4)の合計)	5	
調整前個別雇用者給与等支給増加額 (1)－(2) (マイナスの場合は０)	3		当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(二十二)「21」)×$\frac{(4)}{(5)}$	6	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）